遺伝子組換え農作物リスク管理強化事業委託費（継続）

【２３（２６）百万円】

対策のポイント

海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況や水際検査に必要な検出手法の開発等を行い、遺伝子組換え農作物のリスク管理を強化します。

＜背景／課題＞

１９９６年に米国で初めて商業栽培された遺伝子組換え農作物は、海外では、栽培面積が毎年１０％程度増加しているとともに、乾燥耐性や特定成分の強化などこれまでとは異なる形質を導入した農作物の開発が進められています。

我が国の関係法令による審査を受けていない遺伝子組換え農作物が流入することを未然に防ぐためには、リスク分析の考え方に基づき、海外の開発・栽培状況を的確に把握し、輸入農産物に混入した場合の検出手法や影響の評価手法を確立することが重要です。

政策目標

遺伝子組換え農作物の適切な管理体制を確立するための環境リスク管理の強化

＜内容＞

１．事業内容

（１）海外の遺伝子組換え農作物の開発・栽培国における許可・利用状況の把握

海外における遺伝子組換え農作物の開発・利用状況について現地調査等を行い、我が国に輸入されるおそれがある未承認遺伝子組換え農作物等に関する情報を把握します。

（２）水際での遺伝子組換え農作物の管理手法の検討・開発

我が国への未承認遺伝子組換え農作物の流入を未然に防ぐために必要な管理手法の検討・開発を推進します。

① 水際での生物検査の実施手法（未承認遺伝子組換え農作物の検出手法、サンプリング手法等）の検討・確立

② 非意図的な混入による生物多様性影響の評価手法及びリスク管理措置の検討

２．委託先　　民間団体等

３．事業実施期間　　平成２１年度～２３年度

［お問い合わせ先：消費・安全局　農産安全管理課　(03-6744-2102（直))］